

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都中野区丸山一丁目2番1号

氏名 中野運輸株式会社
代表取締役 松原 軍次

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年 6月29日

許可の有効年月日 平成34年 6月28日

1 事業の範囲

(1) 収集運搬(保管・積替えを含む)

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む) (以上13種類)

(3) 保管・積替えできる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、
がれき類 (以上7種類)

2 保管・積替え施設

住所：東京都中野区丸山一丁目2番1号

積替え保管面積：2,487.26㎡

最大保管高さ：0.84m

産業廃棄物の種類	保管容量
木くず	コンテナ1台：1.00㎡
がれき類	コンテナ1台：1.00㎡
紙くず、繊維くず	コンテナ1台：1.00㎡
廃プラスチック類、金属くず、 ガラス・コンクリート・陶磁器くず	コンテナ2台：2.00㎡
保管量合計	5.00㎡

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとする。

(2) 積替え保管を行なう産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人がこれを行ってはならない。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成4年 6月29日 新規許可

平成29年 6月29日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

(以下余白)

